

岩手県告示第262号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士に対する処分をした。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成24年3月16日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
 - (1) 氏名 尾形 幸喜
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
 - (3) 登録番号 第6170号
- 3 処分の内容 免許の取り消し
- 4 処分の原因となった事実 奥州市等の建築物30件について、設計者として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に違反する設計を行った。